

## 第 85 回生命倫理専門調査会（平成 26 年 10 月 10 日）を踏まえた条文修正

平成 26 年 10 月 28 日  
文 部 科 学 省  
厚 生 労 働 省

## ○新・分配使用指針

（臨床利用機関に対する分配の要件）

第 7 条 使用機関からの臨床利用機関に対するヒト ES 細胞の分配は、分配に供されるヒト ES 細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一 次に掲げる要件を満たすことを確保するため、使用機関が臨床利用機関と書面による契約を締結していること。

イ ヒト ES 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒト ES 細胞の導入並びにヒト ES 細胞から生殖細胞の作成を行わないこと。

ロ ~~分配を受けた機関は、~~分配を受けたヒト ES 細胞を、他の機関に対して分配又は譲渡をしないこと。

⇒ 分配を受けた機関（臨床利用機関）に対して求めるものであることは、他の事項と同じであるため、「分配を受けた機関は、」を削除。

## ○新・樹立指針

（第一種樹立に必要なヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第 2 5 条

3 前項の規定により第一種樹立機関の長の指名を受けた者は、第 1 項の説明を実施するに当たり、ヒト受精胚の提供者に対し、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。

三 予想されるヒト ES 細胞の使用方法及び成果

九 ~~研究成果その他の当該提供されたヒト受精胚から樹立した~~ヒト ES 細胞に関する情報を当該ヒト受精胚の提供者に開示しないこと。

十 ヒト ES 細胞の樹立の過程及びヒト ES 細胞を使用する研究から得られた研究成果が学会等で公開される可能性のあること。

（参考）

<新・樹立指針>

（研究成果の公開）

第 2 0 条 ヒト ES 細胞の樹立により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

<新・分配使用指針>

（研究成果の公開）

第 3 4 条 ヒト ES 細胞の使用により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

⇒ 一般的な研究成果についてまで開示しないという趣旨ではないため、「研究成果その他の」を削除し、文言を整理。